

- (注1) …申請者控の提出については、建設業許可申請等の手引きP3を参照してください。
なお、「申請書類」は新潟県庁土木部監理課において閲覧に供されます。
「申請書類別冊」は1部(正)のみを提出してください。
- (注2) …建設業法施行令3条に規定する使用人とは、支配人、支店又は営業所の代表者を指します。
該当者がいない場合は提出は不要です。
- (注3) …資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。)が作成対象です。
- (注4) …役員、事業主、建設業法施行令3条に規定する使用人について、それぞれ提出が必要です。
株主、顧問、相談役は提出不要です。なお**申請日から3カ月以内のものを提出してください。**
※「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は地方法務局等で交付を受けられます。
※「成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書」は、被証明者の本籍地の市町村で交付を受けられます。
※上記書類の発行が受けられない場合、医師の診断書に代えることが可能な場合がありますので、その際は事前にお問い合わせください。
- (注5) …監理技術者資格者証をもって営業所技術者等としての要件を満たすことを証明する場合は、卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書及び技術検定合格証明書等の資格証明書は不要です。
- (注6) …該当者がいない場合は提出は不要です。
また、様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、提出不要です。
- (注7) …個人については、該当がない場合は提出不要です。
- (注8) …申請時点で発行できる最新の納税証明書を提出してください。
新設法人等で決算期末到来の場合は、添付を省略することができます。
- (注9) …**申請日から証明日現在が2週間以内のものを提出してください。**
複数の残高証明書の合算で500万円以上とすることも可能ですが、同じ証明日の証明書が必要です。
貸借対照表で自己資本の額が500万円以上であることが確認できる場合は省略できます。
新規申請後、最初の更新までの前に業種追加等を申請する場合、添付は必須となります。
- (注10) …営業所技術者等の担当業種を変更し、かつ当該営業所技術者等が実務経験によって資格要件を満たす場合は、新たに担当業種として追加するもののみ提出が必要です。
- (注11) …申請時に営業所技術者等となっているすべての者について必要です。
ただし、当該申請により、業種を追加する営業所及び追加される業種を担当する技術者に係るもののみ提出してください。
- (注12) …経営業務の管理責任者に準ずる地位に該当(建設業法施行規則第7条第1号イ(2)又は(3))する者として申請する場合は、地位又は補佐経験を確認するため、所定の確認書類を提出してください。
- (注13) …当県知事にかかる建設業許可申請書には、この様式の添付が必要となりますので、申請書と一緒に綴り込まず提出してください。
なお、申請区分(新規・更新・業種追加等)にかかわらず提出が必要です。